県北広域振興局長告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和6年3月29日

県北広域振興局長 坊 良 英 樹

- 1(1) 路線名 二戸停車場線
 - (2) 供用開始の区間 二戸市石切所字枋ノ木63番73地先から65番6地先まで
 - (3) 供用開始の期日 令和6年3月29日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
 - イ 期間 令和6年3月29日から同年4月30日まで
- 2(1) 路線名 二戸一戸線
 - (2) 供用開始の区間 二戸市石切所字杉ノ沢12番2地先から35番1地先まで
 - (3) 供用開始の期日 令和6年3月29日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
 - イ 期間 令和6年3月29日から同年4月30日まで